

NPO法人森林ボランティアトモロス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人森林ボランティアトモロスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府河内長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、河内長野市および近隣市民に対して、近年荒廃しがちな森林の保全及び周辺環境の整備の事業を行い、森林の有する多面的な機能を回復、維持し、併せて森林保全活動に関連した地域まちづくり活動に参画、その支援をすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森林の保全及び周辺環境の整備
 - ② 森林保全及び自然環境保全の知識、技術の習得
 - ③ 森林ボランティアの育成
 - ④ 他団体の森林保全活動及び自然環境保全活動への支援、交流
 - ⑤ 林産物、竹材などの有効活用
 - ⑥ 森林機能、森林保全、自然環境保全についての啓蒙と教育

⑦ 森林活動に関連したまちづくりへの支援

⑧ 森林、自然に関するその他の活動

(2) その他の事業

① 林産物、竹材など、山の幸の加工、販売並びに仲介

② その他の物品の生産、加工、販売

③ 各種イベント、研修会等の企画、運営、参加

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は次の 4 種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した成人で組織運営実務に直接係わる個人

(2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した成人で組織運営実務に直接係わらないで活動にのみ参加する個人

(3) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した活動に参加する法人

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した賛助していただく個人または法人

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員は次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなくてはならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第 4 章 役員、職員、特別理事及び顧問

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事の内、1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事は理事会において選任し、監事は運営会員からの立候補者及び理事会で選出された推薦者を候補者として、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および 3 親

等以内の親族が役員の数全体の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長は運営会員のうち 1 名を事務局長として、法人事務の統括を行う者として指名することが出来る。

4 理事長は運営委員会を設置することが出来る。理事長は運営会員から運営委員を推薦し、運営委員会の承認を得る。理事長は、運営委員長 1 名を兼務又は運営委員から指名する。また理事長は運営委員から若干名の運営副委員長を指名できる。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会において予め指定した順序によってその職務を代行する。

6 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

7 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任

者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事の内、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に理事にあたっては理事会において、監事にあたっては総会において弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に職員を置くことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

(特別理事及び顧問)

- 第 20 条 この法人に特別理事及び顧問を置くことができる。
- 2 特別理事及び顧問の選任及び解任は理事会の承認を得て理事長が決定する。
- 3 特別理事は、この法人に、理事として長年貢献し、引き続き理事会においてオブザーバーとして出席することができ、適時、適切に助言を行う。
- 4 顧問は理事会、理事長の諮問に応じて助言を行う。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は運営会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他この定款に定める事業および法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 運営会員総数の 3 分の 2 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 7 項第 4 号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名する者がこれを行う。

(定足数)

第 27 条 総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権)

第 29 条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わる事はできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合は、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、運営会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 7 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会に於ける議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することが出来る。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を記載すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 運営委員会

（運営委員会）

- 第 39 条 運営委員会は第 14 条 4 項により、必要に応じて理事長が設置し、運営委員長、運営副委員長、理事、運営委員により構成する。但し運営副委員長は省略することが出来る。
- 2 運営委員長は運営委員会の業務を統括する。運営副委員長は運営委員長の職務の補佐及び代行を行う。
 - 3 運営委員会は理事会の方針に従って、法人の運営実務および活動実務を推進する。
 - 4 運営委員会は運営委員長が招集し、議長は運営委員長がこれにあたる。

第8章 資産及び会計

（資産の構成）

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産

及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従っておこなうものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次期事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 運営会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるものの内から、総会決議を経て合意したところに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(規程)

第56条 この定款の施行について必要な規程は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事長 堀 泰明

- (2) 副理事長 番家靖雄 依兼正和
- (3) 理事 種池 寛 西胤玲仁 根岸克友
- (4) 監事 東條弘之 横川和史

3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 7 月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定に関わらず、成立の日から平成 25 年 5 月末日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

- (1) 運営会員入会金 0円
運営会員会費 3,600円/年
- (2) 普通会員入会金 0円
普通会員会費 3,600円/年
- (3) 法人会員入会金 0円
法人会員会費 50,000円/年・口
- (4) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 10,000円/年・口

7 平成 27 年 10 月 15 日付け河内長野市指令市協第特 43-17 号の認証により、以下の条項を変更する。

第 15 条第 2 項 ～後任の役員～ を、～後任の監事～ に変更

第 37 条第 2 項 ～書面～ を、～書面または電磁的方法～ に変更

第 53 条 ～国又は地方公共団体に～ を、～から、総会決議を経て合意したところに～ に変更

8 平成 30 年 7 月 29 日第 6 期通常総会の承認により、以下の条項を変更する。

第 55 条 この法人の公告は、～官報に掲載して行う。を、この法人の公告は、～官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。に変更

9 平成 30 年 10 月 11 日付け河内長野市指令市自第特 55-68 号の認証により、以下の条項を変更する。

第 4 章 役員、職員及び顧問 を、役員、職員、特別理事及び顧問 に変更

第 20 条（顧問）を、（特別理事及び顧問）に変更

第 20 条第 1 項および第 2 項 ～顧問～ を ～特別理事及び顧問～ に変更

第 20 条第 3 項 顧問は理事会、理事長の諮問に応じて助言を行う。を第 4 項
に変更し、第 3 項に以下の条項を追加する。

特別理事は、この法人に、理事として長年貢献し、引き続き理事会に
おいてオブザーバーとして出席することができ、適時、適切に助言を
行う。

以上